

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2022年度 パフォーマンス向上会議情報(2022年4月15日(金)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年4月15日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【双葉消防本部立入検査における指摘について(その1)】 2022年3月15日、16日に双葉消防本部の立入検査が行われ、以下の指摘を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑固体焼却設備建屋の階段室の物品(ラック、ボックス等)は撤去すること。 ・No. 3危険物倉庫の換気口およびフィルタに汚れが付着し、機能の低下が疑われる。 ・No. 4危険物倉庫の屋根付近に伸びている枝木が保有空地に干渉しているため、伐採すること。 ・No. 4軽油タンクの防油堤壁に設置されている標識および掲示板が破損しているため改修すること。 ・所内共通非常用ディーゼル発電機(A)(B)室内に無許可の危険物(潤滑油マリンT103)と、それを収納するラックが置かれていることから、撤去または許可を得る手続きを実施すること。 <p>今後、適切な対応を実施する。</p> <p>※主管G(発見日)毎にまとめています。不適合件数は5件となります。</p>	G II	4月7日
2	<p>【双葉消防本部立入検査における指摘について(その2)】 2022年3月15日、16日に双葉消防本部の立入検査が行われ、以下の指摘を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気品(危険物)倉庫および電気機器類保管倉庫に設置されている換気設備等のルーバー、引火防止網について、破損および変形箇所が見られることから、その機能に問題がないか確認し、適宜修繕すること。 ・電気品(危険物)倉庫の自動火災報知設備の移報については、早急に改修すること。 ・No. 4危険物倉庫の外壁に隙間ができており、同施設内外で火災が発生した場合に延焼拡大につながることから、改善すること。 ・建屋に設置されている特定防火設備である防火戸について、自動閉鎖しない箇所があることから、改善するとともに、定期的に点検を実施し適宜修繕すること。 <p>対象建屋(雑固体焼却建屋・6号機非常用ディーゼル発電機(B)建屋・6号機タービン建屋(主油タンク室)・共用プール建屋(所内共通ディーゼル発電機(B)室))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事務本館および協力企業棟の非常電源燃料タンクについては、地震対策として雨水侵入防止措置を行うこと。 ・6号機タービン建屋のバッチオイルタンク室および主タービン制御装置室に設置してある二酸化炭素消火設備は改修すること。 ・電気機器類保管倉庫のポンペ庫に設置してある自動火災報知設備受信機の主音響停止およびブザー停止ランプ点滅について適正な状態に改善すること。 ・免震重要棟ガスタービン地下タンクの危険物配管および通気管について、腐食が見られることから、補修を行うこと。 ・2号機軽油タンクおよび4号機軽油タンクに設置されている消火器の格納箱が開閉困難な状態であるため改善すること。 <p>今後、適切な対応を実施する。</p> <p>※主管G(発見日)毎にまとめています。不適合件数は9件となります。</p>	G II	4月11日
3	<p>【入退域管理棟受変電設備定期点検の点検頻度の超過について】 当社社員が、2022年3月に予定していた入退域管理棟受変電設備の定期点検を地震や天候不順等により2022年度へ延期した。 技術検討を行い問題の無いことを確認していたが、点検実施予定時期を遅らせるにあたり点検頻度を超過していることから不適合と判断された。 なお、当該設備を目視および赤外線診断による代替点検によって健全性を確認したため、問題なし。</p>	G III	4月13日